

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和5年度 道路占用システムのデータセンターサービス提供業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 稲田 雅裕 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契約締結日	令和 5年 4月 3日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見2丁目7番10号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥24,354,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥24,684,000-
随意契約によることとした理由	本件は、令和5年3月31日で契約期間満了となる道路占用システムのデータセンターサービス提供業務（以下「既契約」という。）について、以下の理由により再契約を行うものである。 （１）再契約をする理由 ①平成30年度に締結した既契約は、各地整等で運用する道路占用システムのサービス提供を目的に道路占用システムデータセンター（以下「DC」という。）を賃貸借し、サーバー及び道路占用システムの動作に必要な機能の維持管理、外部からのインターネット接続、各地整からの建設行政WAN接続等の環境の提供を受けているものであり、令和4年度までの5年間は中部地整が幹事地整として契約を行っている。 ②令和5年度以降は、次の幹事地整が、次期DCの運用を令和5年4月から開始する予定であったため、サーバー等機器の撤去を令和5年3月末に完了させる予定であった。 ③しかし、次期DCサービスへの移行にあたっては、各地整とDCを接続する建設行政WANの次期基盤の仕様が令和4年1月に確定した後、他地整において新たな接続方法の検討及び移行の作業等を行っていたところ、次期DCへの移行は令和5年6月になることが判明し、サーバー等機器の撤去も含め7月までかかることとなった。 ④このため、次期DCへの移行までの間、現行DCを継続して使用する必要があるため、再契約を行うものである。 （２）上記業者を推薦する理由 次期DCへの移行までの間、現行DCを継続して使用する必要があるため、再契約により運用を停止せず引き続き遂行できるのは、上記業者において他にはない。 以上の理由により、上記業者と随意契約を締結するものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 政府調達協定に関する協定第13条第1項（b）（Ⅲ） 予算決算及び会計令第102条の4第3号
備考	